

第217回通常国会 参政党 反対法案一覧

反対法案数:24本（閣法22本 議法2本）／成立法案数:75本(閣法58本 議法17本)

議案	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
所管省庁	内閣府
反対理由	本法案は「再エネ海域利用法」と言われているが、2050カーボンニュートラルの切り札として洋上風力発電を強力に推進するものだが、参政党はそもそも2050カーボンニュートラルには反対の立場であり、したがって2050カーボンニュートラルの切り札として洋上風力発電を推進する本法案には反対である。 ①洋上風力のコストはウクライナ戦争により期待に反して現状下がるどころか上がっており、現に最初の事業を落札した三菱商事は522億円の損失を出しており、事業化は大変厳しい。つまり事業者の撤退が容易に想定される。このまま事業化を推進すれば更なる国民負担増が強く懸念される。わが国が期待する浮体式は着床式よりコストが高く、事業化はそのまま国民負担増につながる。 ②風力発電においても、中国が風力発電に必要な重要鉱物と設備供給での覇権を握っており、我が国の経済安全保障上の問題は太陽光発電と同様大きい。 ③環境・漁業問題の他にも景観問題や設置反対者に配慮した公平な合意形成に問題がある。

議案	日本学術会議法案
所管省庁	内閣府
反対理由	本法案に反対した理由は、その内容が日本学術会議(以下、学術会議)の独立性・自律性等が保障されていないからではない。そもそも学術会議の存続自体に疑問を呈しての本法案の反対である。具体的には、 ①これまで国益に資するような成果がなかった。また過去に(2017年安倍政権下)政府からの軍事技術研究の協力依頼に対して反対声明を出して、世界でデュアルユース(軍民両用)の研究が進む中で我が国の研究を遅らせ安全保障に影響を与えた。このような現況下、本法案で学術会議が国益に資するような成果を出すことが期待できるような仕組みとなっていない(政府は学術会議の活動実態に意見を述べるにとどまり、学術会議の会員の任命権はない。つまり国費を投じる意味がない)。 ②そもそも学術会議自身による内部的自省的な抜本的な改革がなされておらず、延命させる必要性にも疑問があるし、このままでは他の先進国がやっているような会員の会費で運用するアカデミーにすれば良いのではないか。

議案	独立行政法人男女共同参画機構法案 及び 独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
所管省庁	内閣府
反対理由	本法案は男女共同参画社会基本法の施行から25年が経過し、一層の推進が必要のことからナショナルセンターとして独法・男女共同参画機構を新たに設立するものである。しかし、そもそもこれ以上の男女共同参画の推進自体には反対である。すなわち男女共同参画の本来の趣旨を超えて選択的夫婦別姓制に賛同するなど、当機構を通じて誤った内容の啓発活動やネットワーク形成などが行われる懸念が強い。また本法案で予定されている人員について、現状の常勤24名で全国各地のアウトリーチ型研修等は難しいことや、雇用形態も含めた事業計画とその実効性に疑問がある。つまり中途半端で無駄な組織を設立する懸念が強い。

議案	児童福祉法等の一部を改正する法律案
所管省庁	子ども家庭
反対理由	本法案は、保育士の人材不足のなか、潜在保育士の復職支援等のため保育士・保育所支援センターの法定化等評価できる側面もある。またもう一つの柱である虐待対応の強化においても保育所等職員に対する虐待の通報義務等の創設も評価できるものである。しかし、一時保護中の児童と保護者との面会制限が、虐待の疑いがあれば保護者の同意がなくても可能とする点につき、そのようにすべき場合もあるが、職員の人手不足などがあり児相が適正に運用を行い得るのかはなほ疑問である。また現実には多数生じている、誤って児童が一時保護された保護者のケア・名誉回復等が不十分でもある。この点は看過できない重要な親権制限等の問題であることから反対する。

議案	下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律案
所管省庁	公正取引
反対理由	いわゆる下請法の改正である。近年の急激な労務費・原材料費等の上昇がありながら、下請事業者への適切な価格転嫁がなされていない。そこでサプライチェーン全体で構造的な価格転嫁の実現を図るための改正案である。具体的には、手形払い等の禁止、対象取引に運送委託を追加したり高く評価できる改正項目もある。その他に最も効果が見込まれる、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止項目が入っている。確かに当該禁止は一定の前進であるが、協議を実施すれば良いだけであり、実際に価格転嫁ができるのか疑問であり、反対に転注にあう可能性も十分にある。この転注等の防止策が改正案には見当たらず、結局適切な価格転嫁が広く十分に実現するとは思われないから反対をした。なお本改正で、下請用語の見直しが図られ、下請事業者は中小受託事業者に、親事業者は委託事業者に改められた。

議案	重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する法律案 及び 重要電子計算機に対する特定不正行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
所管省庁	内閣官房
反対理由	いわゆる「能動的サイバー防御法」のことである。本法案の必要性、方向性、目的には賛同する。しかしながら、「サイバー安全保障分野における対応能力を欧米主要国と同等以上に引き上げる」という目標を達成するには、現行の法案にまだ不十分な点が多く残されており、より実効性のある修正・補強がなされた法案が必要である。 ■具体的な課題 ①サイバー領域での急速な状況変化への対応力不足:サイバー領域では、平時が続いているように見えても、突然有事に変わる可能性がある。特に発電所や水道、交通などのインフラ・システムが攻撃された場合、平時と有事の判断基準や切り替えのプロセスを事前に定めておかなければ、有事の際に致命的な被害を招くリスクがある。 ②外国への支援要請に関する事前の想定が不十分:例えば、北朝鮮からの攻撃で重要施設が危機に陥った際、中国やロシアなどに協力を求める必要が生じるかもしれない。しかし、その際に日本の重要情報をどの程度提供するか等、難しい戦略的判断が求められるケースが想定されていない。こうした対応を有事になってから検討しては間に合わず、結果として国益を守ることができない。 ③対抗措置への承認を行う独立機関の人選基準が不明確:サイバー攻撃に対し、無害化措置等を承認する「サイバー通信情報監理委員会」の構成員について、法令の適法性を確認する能力だけでなく、サイバー分野の戦略的視点を持つ人材が必要。しかし、現行の法案ではその基準が示されていない。そのような人選がなされなければ、当該機関の実効性が損なわれる懸念がある。 ④スパイ行為への対処等、人的脅威に関する法整備が不十分:本法案は主にシステム面への対策に特化しており、悪意を持つ人物によるスパイ行為や内部からの脅威への対策が十分ではない。これらの人的脅威への対応も強化する必要がある。

議案	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び住民基本台帳法の一部を改正する法律案
所管省庁	デジタル
反対理由	いわゆるマイナンバー法の改正案である。今回はマイナンバー利用可能事務を拡大するための法改正である。具体的には、マイナンバーの利用が可能な国家資格等の事務を拡大する(司法書士・公認会計士・電気工事士など44資格の事務)。また国家資格事務以外の事務(税、社会保障の手続きなど115事務)も拡大するものである。しかし、そもそもクラウドサーバーが外資で我が国のデジタル主権が侵害され、マイナンバーカード自体にも不備があるにも関わらず事実上義務化されているのは決して看過できない。この点が大きく改善されていないので反対である。

議案	所得税法等の一部を改正する法律案
所管省庁	財務
反対理由	先の衆院選を受けて、最大の争点となった所得税の課税最低限103万円(基礎控除48万円+給与所得控除55万円(いわゆる年収103万円の壁))の引き上げを行う所得税法の改正が中心となる法改正案。野党は178万円を要求し、当初案では123万円の引き上げにとどまり、国民の猛反発を受けて、結果最大160万円の引き上げとなった。しかし内訳は給与所得控除が10万円アップの65万円。加えて基礎控除が年収に応じて200万円以下が95万円、475万円以下が88万円、665万円以下が68万円、850万円までが63万円となった。また200万円以下を除き2年間の時限制でしかない。つまり160万円の恩恵を受ける者は年収200万円以下でしかなく、多くの者は段階的に縮小しての恩恵でしかない。このように178万円までの引き上げにはそもそもなっておらず、また年収に応じて細分化して分かりにくいものになったことから、物価高対策や「働き控え」への効果は小さく、世論の支持を到底得るものでなく、反対となった。

議案	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律及び米州投資公社への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
所管省庁	財務
反対理由	本改正案は、国際開発協会(IDAアイダ)の第21増資と米州投資公社(IICアイアイシー)の第3次増資に応じるための法改正案である。IDAは低所得国向けに超長期・低利の融資・贈与を行う世界銀行グループの機関。3年ごとに増資を実施するが、今回のIDAへの4,257億円は、金額シェア世界2位(シェア10.5%)維持ありきで、わが国の厳しい財政事情をふまえれば、増資の重点政策や増資額の見直しなどが必要である。IICは中南米・カリブ地域の民間企業への出融資を行う米州開発銀行グループ内の機関であるが、IIC(米州投資公社)への増資について、国債での出資が可能となるなか、当該国債による出資により、わが国が必要とする鉱物の輸入やわが国の工業製品等の輸出先と今後なりえるのか(国益の叶うか)が非常に曖昧だから。

議案	特別会計に関する法律の一部を改正する法律案
所管省庁	財務
反対理由	本改正案は、財政投融资特別会計の投資勘定の資金繰りに柔軟性を持たせて、政策的重要性が高く成長が見込まれる分野等に対し、安定的かつ機動的に投資資金を供給することを目的に、投資勘定の資金への繰り入れ(＝備える)、投資勘定による借入れ(＝借りる)が可能となる改正案である。確かに①一見すると、特定の重要な業務に資金を集中させる合理的な措置に見えるが、一方、投資勘定の財務を「自立させる」という理由で一般会計からの繰入れが絞られ、他の有益な産業投資に対する柔軟な資金供給を制限し、事実上の予算削減につながってしまう懸念もある。また②危機対応時に一般会計とのやり取りが発生するため、迅速性や柔軟性が失われる懸念もある。さらにはそもそも投資勘定による産業投資の相手先として「脱炭素化支援機構」があるが、自然環境に大きなダメージを与える行き過ぎた脱炭素事業にまで投資勘定から出資(産業投資)がなされる懸念が払拭できない。

議案	信託業法の一部改正をする法案
所管省庁	財務
反対理由	本法案は、「公益信託法」により公益信託に係る行政庁による認可制度及び受任者規制等が設けられることを踏まえ、本法である信託業法を改正して、公益信託の引受けについて同法を適用除外する等の所要の措置を講ずるものである。しかし、公益信託の制度拡張に対する懸念がある。すなわち金銭以外の資産(不動産・美術品など)も預けられるようになる公益信託制度の拡充により、一部富裕層が形式的に寄付を装って節税・資産保全を図る可能性がある。次に監督体制の不備と実効性への疑問がある。すなわち内閣府による公益法人の監督実績(命令1件、取り消し1件)に比し、対象法人が多すぎてチェックが機能していない。今後の公益信託対象が拡大すれば、実質的な監視は不可能になる懸念がある。また制度が合法的なマネーロンダリングに悪用される恐れもある。すなわち制度設計が不十分なまま広く適用されれば、建前だけの公益目的で個人資産を保全する新たな「節税スキーム」が合法的に成立する危険性がある。さらに、新しい資本主義との矛盾と政府の責任放棄の懸念がある。本来、地域社会や従業員への利益還元を行うべき企業の社会的責任が弱まり、公益の名のもとに公的役割が民間に丸投げされている現状は、新しい資本主義の理念と矛盾している。

議案	資金決済に関する法律の一部を改正する法律案
所管省庁	金融
反対理由	金融デジタル化等の進展に対応して、利用者保護を確保しつつ、イノベーションを促進するために、暗号資産・電子決済手段関連の規制と資金移動業関連の規制を見直すための法改正である。暗号資産交換業者等の破綻に備えて国内利用者保護のために、当該業者に資産の国内保有命令を発出できるようにするなどの評価できる改正もある。しかし、今回創設される暗号資産など取引に係る仲介業は、不正の温床になる危険が大きい。また外資を排除しておらず、国内の資産流出などの懸念もある。

議案	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案
所管省庁	厚生労働
反対理由	いわゆる「薬機法」の改正案である。今回の改正のメインは医療用医薬品特に後発医薬品を中心に数年間供給不足が続いていることを改善するためのものである。具体的には、後発医薬品産業における「少量多品目」による生産効率の低下等が原因であることから、「後発医薬品製造基盤整備基金」を設立し、後発医薬品企業の品目統合・事業再再編等の計画を認定し、生産性向上に向けた設備投資や事業再編等の経費を支援するものである。この他に医薬品等の品質及び安全性の確保の強化策(医薬品品質保証責任者・医薬品安全管理責任者の設置)などが定められている。しかし、中途半端な検証結果を基にした改正であり、本改正案の背景にある課題等を解決できる改正案となっていないので反対する。

議案	医療法等の一部を改正する法律案 <注> 国会に提出されたが未採決(閉会中審査)。上記反対・成立本数には未カウント
所管省庁	厚生労働
反対理由	本法案は、高齢化に伴う医療ニーズの変化や人口減少を見据え、地域で良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を構築するため、①地域医療構想の見直し等 ②医療偏在是正に向けた総合的な対策の実施 ③医療DXの推進のための必要な措置を講ずるものである。①～③までどれも重要な政策課題である。しかし、全国1700余りの病院で経常赤字が全体の61%になる現状において、突然明日病院がなくなるような地域医療が崩壊寸前であるにもかかわらず、今回のように地域医療構想の見直し等は的を射ておらず、二の次の問題ではないのか。つまり事の本質に背を背けた中途半端な改正案であり、本改正案で地域医療の崩壊に歯止めがかかるとは到底思えない。また医師の偏在解消や医師不足に対応するために、AIを活用したAIホスピタルなど大胆な推進策もなく、小粒な医療DX(電子カルテの推進やデータベースの活用)に終始している。<注> 本法案は国会に提出されたので、党内で審議し反対となった。

議案	労働施策の総合的な促進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案
所管省庁	厚生労働
反対理由	本法案は、多様な労働者が活躍できる就業環境の整備を図るため、ハラスメント対策の強化、女性活躍推進法の有効期限の延長を含む女性活躍の推進、治療と仕事の両立支援の推進等の措置を講ずるものである。確かにハラスメント対策として、カスハラを防止するために事業主に雇用管理上必要な措置を義務付けるなど評価できる措置もある。しかし女性活躍推進法の有効期限を10年間延長(令和10年3月末まで)する措置については、法施行後のこれまでの効果の検証が十分になされていない。例えば男女間賃金格差の是正は不十分なままである。これを改善する施策が今回の法改正案に全く示されておらず、格差是正が改善されていないから10年間延長させてほしいは、初めから延長ありきの安易な法案であり納得できない。

議案	社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法案
所管省庁	厚生労働
反対理由	いわゆる年金改革関連法案である。当初の政府案を修正して自公立3党の合意した修正案が国会で審議された。厚生年金の加入拡大や遺族年金の男女差解消などの内容が盛り込まれたが、最大の修正点は基礎年金の目減り(30年以上かけて3割下がる)を早期に止める底上げ案が盛り込まれたことである。 しかし、実施の判断は先送りされ、財源の確保策も素通りとなっていた。しかも修正案の衆議院審議はわずか2日であり、あまりにも拙速であった。具体的には、①底上げ策は、基礎年金と厚生年金の給付水準が下げ止まる時期を一致させる。そして財政状況が良い厚生年金の保険料から、全員に共通する基礎年金に回すお金を増やす。基礎年金を受け取る人の大半は厚生年金の受給者だが、仕組みが複雑であり、流用との批判が出た。また②実際に行うかどうかは、4年後にある財政検証の結果を見て判断するとなった。さらに③基礎年金の底上げは、基礎年金の半分を占める税財源の必然的な負担増が必要となり、将来増税になるのかなど問題を残したままであった。極めつけは④遺族年金が大幅に縮小され、遺族厚生年金の給付期間が無期限からわずか5年の有期給付に変更された。この改悪は専業主婦を根底から否定、解体するものであり、参政党が掲げる専業主婦の意義・価値の再興や支援拡充に真っ向から対立するものである(選挙の重要争点である)。これほど国民生活に直結する最重要法案について、必要となる財源を示すこともなく、また熟議もせずに法案を成立させるのは無責任極まりない。また、減税や社会保険料の負担軽減を果たしても、遺族年金のような生活に直結する支援策を削減されては元も子もなく、政府の施策に目を光らせない。 なお法案説明の際、重要な点が資料(文字)化されていなかった点も不信を募らせた。すなわち、厚生年金保険料について、通常の労使折半を超えた金額を負担した事業主には還付金が支援されるが、その合計額が試算によれば約300億円となるが、当初書面化されておらず、参政党の追及後に書面化された。

議案	自殺対策基本法の一部を改正する法律案
所管省庁	厚生労働 (議法)
反対理由	本改正案は、背景として近年子どもの自殺者が増加し令和6年は529人で過去最多となり、最少であった平成5年比で約2.7倍になったことを重く見て、体制整備(学校にも自殺防止に取り組む責務を課す。地方自治体に協議会が置ける)や、デジタル技術を活用した施策の展開等を盛り込んだ内容としている。しかし、本改正案には子どもの自殺対策の本質である家庭の問題、地域コミュニティの問題などについて一切切り込んでおらず、上辺だけの体裁を整えただけのものになっており、今回の改正で児童生徒の自殺が減少するとは到底思えないし、抜本的な見直しが必要である。参政党においては、自己肯定感や忍耐力など「生き抜く力」を持ち得る教育、親が子供と向き合える時間を増やせる家庭環境の整備、地域コミュニティの子育て機能の復活など根本的本質的問題から自殺防止対策を推進すべきであると考えている。

議案	大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律案
所管省庁	文部科学
反対理由	本法案は、こども未来戦略(令和5年12月閣議決定)において、高等教育費により理想の子ども数をもてない状況を払拭するため、2025年度から多子世帯の学生等については授業料等無償とする措置等を講ずるとの決定を具体化するものである。支援対象は扶養する子供が3人以上かつ大学等に通っている場合となる。しかし、本法案は ①3人以上という条件を付しているが、しかしこれを満たすのは高等教育を受ける子供の15%でしかなく限定的であり、少子化に資するわけではない。また ②高等教育行政において、定員割れの私大を中心にこれら大学が本来果たすべき責任を果たさず、あるべき大学とかけ離れた大学となっている問題について、これを助長する懸念がある。これでは税金の無駄使いでもあり、本法案で恩恵を受ける(対象となる)大学は限定すべきである(私学助成と同様の問題)。

議案	スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律の一部を改正する法律案
所管省庁	スポーツ（議法）
反対理由	本法案は、制定から14年が経過して、スポーツを取り巻く社会環境の大きな変化を踏まえた所要の改正を講じている。具体的には、健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人との豊かなつながりを、スポーツを通じてその実現を図るものである。その関係で基本理念に、スポーツに親しむことのできる機会の確保として、人種・性別・年齢・障害の有無等にかかわらず、あらゆる機会等において行うことができるようにする旨を追加している(2条1項及び8項)。しかし、同条8項は性的差別を禁止するなかで、LGBT理解増進法を明記している。このLGBT理解増進法をわざわざ明記する必要があったのか。すなわち同法は理解の増進を目的とする法律でしかなく、スポーツにおける差別事案について差別禁止にあたるかの否かの判断基準になっていないはずなのに、明記されることで法の目的を逸脱して判断基準となる懸念が大きい。そして参政党はそもそもLGBT理解増進法に反対しており、この一点をもって同法改正案には反対せざるを得ない。

議案	民事裁判所情報の活用の促進に関する法律案
所管省庁	法務
反対理由	新法となる法案であり、民事裁判情報のデジタル化を図るものである。法案においては、民事裁判情報の活用の促進を国の責務として、法務大臣の指定する法人が民事裁判情報を加工・提供するスキームとなっている。そして当該指定法人は法務大臣にその指定や認可・承認、監督の権限が付与されているが、そもそも ①裁判情報は重要な情報であり、民間ではなく国が直接管理すべきものである。また ②外資クラウドの利用は避けるべきにもかかわらず排除されていない。さらには ③裁判情報におけるプライバシー保護が不十分であることから反対する。

議案	環境影響評価法の一部を改正する法律案
所管省庁	環境
反対理由	いわゆる「環境アセス法」の改正案である。法の施行から25年以上が経過し、アセス手続きの対象となる工作物も建替えの時期を迎えている。そこで建替え事業を対象としたアセス手続きを見直し、提出すべき配慮書の一部を簡略化している。またアセス図書の継続公開を可能としているのが本改正案である。しかし、建替えて風力発電の大型化が進むことが想定されるが、大型化の結果により環境への悪影響が懸念されるにもかかわらずその対策としては十分な対応策がとられていない。関連して、本法で環境アセスが義務付けされる第1種事業の事業種において、太陽電池発電は出力4万キロワット以上となっており、対象範囲が狭すぎる。これでは自然環境に大きな影響を与える事業をアセスなしで放置していることになる。また、そもそも現行法は、工事後等の環境状態を把握する事後調査を義務化し、その調査結果を踏まえた環境保全措置の実施につき報告・公表すべきことを原則としているが、実際その環境保全措置が効果を発揮されたかまでの調査報告は義務化されていない。これは失当であり、数年後の事後調査が義務付けされるべきである。またアセス手続きにおける住民参加が、事業計画決定前に行ういわゆる戦略的アセスが保障されておらず、住民参加が不十分である。

議案	電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案
所管省庁	総務
反対理由	本改正案は、昨年改正された改正NTT法の不足にもとづいての見直し案である。具体的には、ユニバーサルサービスの確保のために、NTTのほかに複数事業者が連携して全国をカバーできるように電話・ブロードバンドの提供を実現する。さらにはNTT東西の業務範囲規律を見直して、地域業務規制を撤廃するなどの改正案である。つまりNTTの民営化を更に推進するものである。しかし、参政党はそもそもNTTの再公営化を公約に掲げて、安定した公的サービスの確保やNTTなどの公営企業が生み出す資金を基に国営ファンドの設立を目指している。しかるに本改正案は民営化の更なる推進案であり、再公営化を遠ざけるものとなり反対である。

議案	脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の促進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案
所管省庁	経済産業
反対理由	いわゆるGX推進法(2023年成立)の改正案。2050年カーボンニュートラルを実現するために、成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を進めるもの。具体的には①排出量取引制度の法制化 ②資源循環強化のための制度の新設 ③化石燃料賦課金の徴収措置の具体化 ④GX分野への財政支援の整備を行うこととなっている。 ・そもそも参政党は2050カーボンニュートラルには反対である。日本国内で排出量ゼロにしても、わずか0.006度しか気温は低下しない。それなら再エネ賦課金を国民に課すのではなく、国内の脱炭素技術を中国やインドなどの排出国に輸出して地球規模の脱炭素に貢献すべきである。これ以上国民に過重な負担を課す高コスト再エネ推進は止めるべきである。参政党は脱・脱炭素政策で、電気料金高騰・環境破壊・資本流出を助長する再エネ推進を止めることを公約に掲げている。 ・法案の排出量取引制度について、排出枠の無償割当て等、政省令で規定する事項があまりに多く、白紙委任に近い疑義がある。特に割り当てられた排出枠を超過した事業者は排出枠の調達が必要となるが、その業種特性を考慮した排出枠の無償割当てが法案提出時に決まっていないのは国会軽視も甚だしい。 ・脱炭素ビジネスが先行しており、電気代の値上がり防止など国民生活に配慮する規定がなく、2028年度開始の「化石燃料賦課金」も予定されており、更なる国民負担増が懸念される。

議案	独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律案
所管省庁	外務
反対理由	いわゆるJICA法の改正案である。我が国の厳しい財政状況の中でODAの一層の効率化が必要な中、①民間資金動員の促進(例えば、金融手法の拡充としてJICAが債権を取得したり、信用保証して現地銀行の融資を可能にする)、②事業計画の達成水準に応じて金利を緩やかにする成果連動型海外投融資を導入するなどがその内容である。しかし本改正案は、無償資金協力の迅速性強化において、JICAから民間企業への直接払い(第三者弁済または直接契約)を可能にしており(従前は被援助国政府を仲介して民間企業に支払いされている)、外国企業の不正の温床になる危険が大いにある。また、そもそも国内における厳しい財政状況を鑑みれば、JICA(二国間援助)を含めたODAの事業見直しは不可欠である(例えば、ジェンダー平等に重点をおいた援助などは真に国際人道上必要な支援にあたるのか)。税や社会保険料の重い負担に苦しむ国民生活への支援等に回すべきではないか等(経済的余裕がない状況下での国民益の重視)の議論がなされていない。

議案	食品等の流通の合理化及び取引の適性化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律案
所管省庁	農林水産
反対理由	いわゆる「食品等流通法」の改正案である。食料の安定供給と食品産業の持続可能性が求められる中、最近食品の価格形成において生産コストが十分考慮されず、生産コストが上昇しても販売価格に速やかに反映できない状況にある。そこで、本改正案では飲食の事業者に対して生産者から申し出があれば価格交渉の協議に応じる義務を定めているが、①この協議には持続的供給に要する合理的な費用が価格に反映されることまで求めておらず、これでは生産者が経営を安定させることはできず、ひいては食料の安定供給はできない。また ②そもそも民間事業者でも中央卸売市場を開設できるようになっており、卸売市場の公共性が弱まっている。さらに市場外流通や大企業の参入が進むことで、価格決定権が特定の大手流通業者に集中し、生産者の利益が損なわれるリスクひいては食料安保上の問題があることから反対する。

賛成の説明

議案	道路法等の一部を改正する法律案
所管省庁	国土交通
背景	本法案には賛成をしたが、ネットにおいて参政党は脱炭素政策を掲げているのに、なぜ道路分野の脱炭素化を推進する本法案に賛成をしたのかと問合せ等があったので、賛成法案であるが、ここに記載して以下賛成の理由(参政党の脱炭素化政策に矛盾しないこと)を記述する。
賛成理由	今国会で提出された道路法一部改正案には、国民の安全確保やインフラの持続性向上につながる4つの施策がまとめて盛り込まれている。一部報道では、この法案を「道路に太陽光パネルを促進するための法案」として紹介されたが、こちらは正式名称でもないし、また法案のごく一部分にすぎない。 本法案には、国民の安全確保やインフラの持続性向上に必要な施策が盛り込まれている。特に「災害時の迅速な道路復旧」や「広域的な道路管理の強化」の実現は重要なポイントであり、能登半島地震を踏まえても、こうした体制強化は喫緊の課題である。さらに今回問題となったのは「道路の脱炭素化の推進」である。参政党は国交省に確認をとりながら、本法案は、道路の太陽光発電パネルの設置が限定的で、LED照明等に資する程度のものであり、さらには法面を崩してしまうなどの環境破壊や道路の通行に支障が出るような措置はしないことを十分確認した上で、災害時の国民の安全性の担保を優先する観点から総合的に判断して、本法案に賛成している。